## 評価基準 (案)

建築物外皮の熱負荷抑制(現行 外壁・屋根の断熱、窓部の熱負荷の低減) (住宅)

		都建築物環境計画書		CASBEE			
	段	評価基準	評価基準 件数 「		採点基準		
	階		割合	ベ			
				ル			
瑪	1	住宅品確法断熱性能等級2	2%				
行	2	同 等級3	16%				
	3	設計施工指針附則の基準に適合	83%				
		又は住宅品確法断熱性能等級4					
見	1	段階2を満たさない。	15%※	1	住宅品確法断熱性能等級1		
直				2	同 等級2		
L				3	同 等級3		
案	2	外皮平均熱貫流率が O.87 以下	69%%	4	同 等級4		
		又は住宅仕様基準に適合					
	3	外皮平均熱貫流率が 0.75 以下	16%%	5	レベル4を超える		

#### (備考)

- ・改正後も引き続き、住戸ごとの性能のうち、UAの最も性能の低い値を評価し、集合住宅 の購入者に対する目安とする。
- n A C については現状で多数が省エネ基準を満たしているため、評価基準としない。
- ・住宅品確法より広く適用可能となるUA値で評価するとともに現状を勘案し、一層高い基準を設定する。
- ※UA値を記載していた建築物環境計画書 146 件/982 件(直近5年分) について調査した割合
- ※住宅仕様基準を利用するケースが一定程度想定されるため、段階3の割合は最大値と考えられる。

#### (主な記載項目)

- ・住宅仕様基準の採否
- ・ 住棟で最も低いUA値
- ・窓のU値(最低の住戸)

### (非住宅)

		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現	1	PAL*の低減率O~10	19%		
行	2	同 10~20	27%		
	3	同 20~	53%		
見	1	段階2を満たさない。	19%	1	BPI、BPIm≧1.03
直				2	BPI、BPIm=1.00
U ≠				3	BPI、BPIm=0.97
案	2	現行のまま	27%	4	BPI、BPIm=0.90
	3	現行のまま	53%	5	BPI、BPIm≦0.80

#### (備考)

- ・エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)ver.2.0 以降の WEB プログラムで計算 した建物(193 件)についての割合
- ・PAL\*の低減率は、入力方法に関係なくモデル建物法であっても同じ基準で評価する。

#### (主な記載項目)

- 床、壁及び屋根のU値
- 窓のU値、日射熱取得率
- PAL\*値及び低減率
- 都条例(地域におけるエネルギーの有効利用)に基づくエネルギーの使用の合理化に関する性能目標値 等

## 再生可能エネルギーの直接利用 (住宅)

		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現		適合なし	97%		
行	2	次に掲げる事項のいずれか ① パッシブソーラーシステム ② ボイドスペース等の昼光利用 ③ その他	3%		
					-
見	1	段階2を満たさない。		2	レベル3が行えない
直し案	2	全単位住戸の 50%以上が次の 両方に適合 ・採光確保のため、窓が2方向に 面している ・通風確保のため、換気口又は窓 が2方向に面している		3	集合住宅の専有部分のほぼ全体(80%以上)が、外皮等が 2方向に面している
	3	全単位住戸の 80%以上が段階 2の両方に適合			

#### (備考)

• CASBEE における評価

レベル4:レベル3の取組の他、換気ボイドなど、効果を促進させる建築的工夫が建物の

過半(50%以上)に及ぶ

レベル5:レベル4の工夫が、建物の大半(80%以上)に及ぶ

#### (主な記載項目)

・採光を満たす住戸数 等

#### (非住宅)

(7)	-1111	都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現行		適合なし	62%		
行	1	次のいずれか ①2方向開口等による通風経路の確保 ②温度差を利用した自然換気システムの採用 ③自動制御による自然換気システムの採用 ④ライトシェルフ等昼光利用効率の向上のための措置 ⑤パッシブソーラーシステムの利用 ⑥クール(ヒート)トレンチ等の地中温度の利用 ⑦その他	32%		
	2	段階2のいずれかについての効果が居室の総面積の半分以上	6%		
見直し案	1	段階2を満たさない。		3	「評価する取組」が採用されていない。又は、採用されているが、有効性は検討されていない。※
	2	次のいずれか※ 〇採光利用: CASBEE採点基準のとおり 〇通風利用: CASBEE採点基準のとおり 〇地熱利用: CASBEE採点基準のとおり 〇その他		4	「評価する取組」が有効性を検討したうえで採用されている。※
	3	段階2に掲げる事項の利用量の合計が 15MJ/㎡・年以上※		5	レベル4に加え、利用 量が 15MJ/㎡年以上 ※
(信	(考				

(備考)
•「評価する取組」

採光利用:太陽光を利用した自然採光システムが計画されていること。
通風利用:冷房負荷低減に有効な自然通風・自然換気システムが計画されていること。
地熱利用:冷暖房負荷低減に有効な地熱利用システムが計画されていること。

※小中、高校については、次の通りとする。

	段階	都建築物環境計画書	
	階	評価基準	件数割合
見	1	段階2に満たない。	
直し案	2	全教室の50%以上が次の両方に適合 〇採光確保のため、窓が2方向に面している 〇通風確保のため、換気口又は窓が2方向に面している	
	3	全教室の80%以上の教室が段階2の両方に適合	

(主な記載項目) ・採光利用に係る教室数 等

## 再生可能エネルギーの変換利用 (住宅)

		都建築物環境計画書	CASBEE		
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現		適合なし	64%		
行	2	次に掲げる設備を計 10kW 未満設置 ・太陽光 ・太陽熱 ・地中熱 ・バイオマス ・その他	25%		
	3	段階2に掲げる設備を計 10kW 以上 設置(ただし、全量売電は除く。)	11%		
見	1	段階2を満たさない。	64%	, ! <del>*</del>	、  独自の
直	2	現行のとおり	25%	i	通告の
を	3	現行のとおり	11%	`	/

## (備考)

・都が独自で評価している基準

## (主な記載項目)

・太陽光発電設備の出力数 等

## (非住宅)

``				
		都建築物環境計画書		CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル 採点基準
現		適合なし	66%	
行	2	住宅に同じ	4%	
	3	住宅に同じ	31%	
見	1	住宅に同じ	66%	,、 都独自の
直し案	2	現行のとおり	4%	評価基準
	3	現行のとおり	31%	(

### (備考)

・住宅に同じ

## (主な記載項目)

## 再生可能エネルギーを含む電力の利用(新規) (住宅)

		都建築物環境計画書		CAS	SBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現 行		(新規)			
見	1	段階2を満たさない。	59%%		
直し案	2	東京都エネルギー環境計画書に規定するC O2排出係数が全電源の平均以下の小売電気 事業者から電力の供給を受けること又は供給 を受ける予定があること。	24%*		 R自の評価 ¦ I(新規) ¦
	3	CO2排出係数が O.370 以下の小売電気 事業者が供給する再エネ利用率 30%以上の 電力(電力メニューも可とする。)の供給を受 けること又は供給を受ける予定があること。	17%※	`~	= (初八九) i <sup>/</sup>

#### (備考)

- ・都が独自で評価している基準(新規)
- ・排出係数は調整前後、どちらでもよいこととする。
- ・段階2では事業者として評価し、電力メニューは認めない。段階3では電力メニューの利用もよいこととする。
- 運用開始直後に電力契約先を変更(特に係数が悪化)することは、当該評価基準の考え方を鑑みると望ましくないため、周知を検討する。

#### (参考: 2017年(最新))

エネルギー環境計画書のCO2排出係数 全電源平均 調整前 0.471 (調整後 0.465) kg-co2/kwh

#### (水準設定について)

- 国のエネルギーミックス 2030 年において掲げる再エネ率 22-24%を達成するため、小売電気事業各社は排出係数 0.370 以下を達成することを自主目標として掲げ、取り組んでいるところ。
- ・C&Tでは段階3(案)の水準の電力を「低炭素電力」として認定し、2020年度から始まる第3計画期間においてインセンティブを与える予定
- ※高圧及び特別高圧の電気を供給することのできる小売電気事業者(全 149 社)の割合

#### (主な記載事項)

- ・調整前/調整後の別
- ・電力メニューでの評価実施の有無
- CO2排出係数
- 再エネ利用率

#### (非住宅)

		都建築物環境計画書		CAS	SBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現 行		(新規)			
見	1	住宅に同じ	59%%		
直し案	2	住宅に同じ	24%%	:	
	3	住宅に同じ	17%*		(新規)

#### (備考)

・住宅に同じ

#### (水準設定について)

・住宅に同じ

#### (主な記載事項)

#### 設備システムの高効率化(現行 設備システムの省エネルギー) (住宅)

		都建築物環境計画書			CASBEE	
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準	
現 行	1 2 3	設置する設備(別表)により、点数の合計点及び満点を算出する。	5% 10% 86%			
見直	1	段階2を満たさない。	40%%	1 2	BE I ≥1.20 BE I =1.10	
し 案	2	(単位住戸+住宅共用部)のERRO~5 又は単位住戸がそれぞれ住宅仕様基準に適合し、かつ住宅共用部のERR O以上	49%以下※	3	BE I = 1.00	
	3	(単位住戸+住宅共用部)のERR5以上	11%以上※	4 5	BEI=0.90 BEI≦0.85	
(另	]表)	給湯システムの評価(抜粋)				
	マルキ リ表)	デー消費効率が 90%以上であるガス潜熱回収 空調システムの評価(抜粋)	型給湯器等		6点	
「★★★」又は「★★★★」に該当するエアコンディショナー 1点						
「★★★★★」に該当するエアコンディショナー 2点						
(另	]表)	暖房機能付き給湯システム(抜粋)				
エネ	マルキ	デー消費効率が 90%以上であるガス潜熱回収	型給湯器等		8点	

#### (備考)

・建築物省エネ法に合わせ、(住戸の一次エネの合計+住宅共用部)で計算する(個別住戸で 評価基準を満たさなくてもよい)。

(水準設定について(※))

- ・住宅用途の都市開発諸制度を活用した案件(ERR5以上)は年間約 18 件程度(2018年度 11 件、2017年6件、2016年36件)
- ・住宅用途の年間提出数は約160件程度であるため、ERR5に到達している件数は約11%程度に相当する。
- ・国の発表によると、大規模住宅(延べ面積 2000 ㎡以上)におけるエネルギー消費性能基準への適合率は 60%であるとされる。このため、60-11=49%程度が段階2に相当すると考えられる。

(主な記載事項)

- 住宅仕様基準の採否
- 住戸部分/住宅共用部分の一次エネ量
- 設備の仕様(WEBプログラムで入・出力する内容とする。)
- 蓄電池容量(設置する場合)、HEMS利用の有無等

#### (非住宅)

		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現	1	ERR 0~20	45%%		
行	2	<ul><li>(事務所系用途) ERR 20~30</li><li>(ホテル系用途) ERR 20~25</li></ul>	28%※		
	3	<ul><li>(事務所系用途) ERR 30~</li><li>(ホテル系用途) ERR 25~</li></ul>	26%※		
見	1	段階2を満たさない。	45%	1	BEI、BEIm≧1.10
直				2	BEI、BEIm=1.00
し 案	2	ERR 20以上	28%%	3	BEI、BEIm=0.80
本	3	ERRが次の値以上であること (事務所系用途の床面積×30+ホテル系	26%※	4	(事務所系用途) BEI、BEIm=0.70 (ホテル系用途)
		用途の床面積×25)÷延べ面積			BEI、BEIm=0.75
		・ ZEB の要件を満たす場合は、段階評価 に加えて ZEB であるかを表示		5	(事務所系用途) BEI、BEIm≦0.60 (ホテル系用途) BEI、BEIm≦0.70

#### (備考)

- ・ZEB表示のうち、ZEB Oriented については「建築物(非住宅部分)全体における ZEB の判断基準(定量的な定義)」の適用に限り、一部の建物用途での適用は認めない。
- ※エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) ver.2.0 以降の WEB プログラムで計算 した建物(219件)についての割合を示す。
- ERRは入力方法に関係なくモデル建物法であっても同じ基準で評価する。
- ・段階3で使用する用途区分はCASBEEと同じく次のとおりとする。 事務所系用途 事務所、学校、工場等 ホテル系用途 ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等

#### (主な記載事項)

- 一次エネ量
- ・設備の仕様(WEBプログラムで入・出力する内容とする。)
- ZEB相当の場合のランク
- ・都条例(地域におけるエネルギーの有効利用)に基づくエネルギーの使用の合理化に関する性能目標値 等

## 地域冷暖房等 (住宅)

・適用しない

## (非住宅)

(7)	-II U/				
		都建築物環境計画書		С	ASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現		適合なし	72%		
行	2	次のいずれか ・ 地冷からの熱供給を受入 ・ 複数の建築物間で熱融通 ・ 空調排熱利用システム	19%		
	3	次に掲げる(1)又は(2)の事項のいずれかに適合 (1)熱のエネルギー効率の値が 0.90以上(熱供給媒体に蒸気が含まれている場合にあっては、0.85以上) (2)空調排熱以外の有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用するシステム	9%		
見	1	段階2又は段階3を満たさない。	72%	,	,
直	2	現行のとおり	19%	1	都独自の
し 案	3	現行のとおり	9%	<u></u>	評価基準

## (備考)

- ・都が独自で評価している基準
- 規模に応じて難易度が異なると考えられるため、一定面積以下での「任意評価」(選択制)とする。

## (主な記載事項)

- ・採用するシステムの種類
- 地域冷暖房区域の名称(自由文記載)
- ・ 地域エネルギー供給事業者から受け入れる熱のエネルギー効率の値 等

エネルギー消費量の表示システム (現行 最適運用のための計量及びエネルギー管理システム)

(住宅) ・適用しない

### (非住宅)

(非	(非任宅)					
		都建築物環境計画書			CASBEE	
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準	
現行	1	(個別熱源式) ガス及び電力の総量の把握が可能な計量設備を有すること。 (中央熱源式) ガス、電力及び冷温熱のエネルギーについて、次に掲げるエネルギーの量の計量設備を有すること。 ① 空気調和の熱源側設備で消費されるガス量 ② 照明・コンセント設備及び空調の熱源側設備、エネルギー消費量の割合が高い設備の電力量	69%			
	2	(個別熱源式) 段階1に適合し、かつ、建築物において使用する、次に掲げるガス及び電力のエネルギー量の計量設備を有すること。 〇 (中央熱源式)の段階1の①及び② (中央熱源式)段階1に適合し、かつ、次に掲げる(1)及び(2)に該当すること。 (1)ガス、電力及び冷温熱のエネルギーについて、次に掲げるエネルギーの量の計量設備を有する。 ① 空調の熱源側設備でエネルギー消費量の割合の高い設備のガス量② 空調設備及び機械換気設備における系統別又はフロア別の電力量 ② 空調設備の系統別又はフロア別の冷熱量及び温熱量 ④ 照明・コンセント設備における系統別又はフロア別の電力量 0 別表(省略)に掲げる8項目のうち、6項目以上を採用した基本 BEMS を導入していること。	23%	3	建物で消費される各種エネルギー消費を年間に渡って把握し、消費のベンチマーク比較が行なえる	
	3	(個別熱源式) 段階2に適合し、かつ(中央熱源式)の段階2の(1)①、②、④及び(2)に該当した上で、 導入している BEMS がエネルギー使用量を	8%	4	レベル3 に加え、主要な用途別エネルギー消費の内訳を把握して、消費特性の傾向把	

	換( 及(1 ) O O O O (2 ) (3) F	ナント別、フロア別又はエリア別の料金に算する機能を有すること。 中央熱源式) 段階2に適合し、かつ、次に掲げる(1)、(2) び(3)に該当すること。 建築物において使用するガス、電力及び 合温熱のエネルギーについて、次に掲げる エネルギーの量の計量設備を有すると。 エネルギー消費量の大きな党風機類の電力量 エネルギー消費量の大きなポンプ類の電力量 エネルギー消費量の大きな場所の電力量 エネルギー消費量の大きな場所の電力量 の大きな照明・コンセント設備の電力量 といれででは、表とに掲げる BEMS の拡張機能を有ること。 導入している BEMS がエネルギーの使用量をテナント別、フロア別又はエリア別別料金に換算する機能を有すること。			性が確認できる	
				5	レベル4 に加え、主要な設備システムに関しては、システム効率の評価を行うことにより、システムの性能の評価が行える	
見直し案	見 1 段階2を満たさない。 直 2 最も大きい細用途※について、エネルギー全体にお ける電力、燃料、熱の占める割合を表示及び確認でき					
<ul> <li>※細用途とは、ここでは事務所やホテルなどの分類を指す。</li> <li>(備考)</li> <li>規模に応じて難易度が異なると考えられるため、一定面積以下での「任意評価」(選択制)とする。</li> <li>・運転調整(コミッショニング)は運用時において重要な事項であるため、周知を検討する。(主な記載事項)</li> <li>・ 是も大きな細田途</li> </ul>						

・最も大きな細用途 ・最も大きな細用途に対する電力、燃料、熱の計測設備の有無 ・最も大きな細用途に対する空調、機械換気、照明、給湯、昇降機、その他エネルギーの計

測設備の有無

最適運用のための運転調整と性能の把握(廃止) (住宅)

• 適用しない

#### (非住宅)

		都建築物環境計画書	
	段 階	評価基準	件数 割合
現		適合なし	98%
行	2	次に掲げる事項に適合  ○運用計画に基づき算定した特定建築物全体の年間一次エネルギー消費量 の予測値の表示  ○建築設備の稼働条件の表示  ○建築物全体の年間一次エネルギー消費量の予測及び実測を行う旨を委託  仕様書等に明記	1%
	3	段階2に適合し、かつ、次に掲げる(1)又は(2)に適合 (1)工事完了後に行う年間一次エネルギー消費量の予測及び実測を行う旨を 委託仕様書等において明記 (2)次の①及び②に掲げる事項の実施を計画すること。 〇空調設備及び機械換気設備における年間一次エネルギー消費量の予測及 び実測 〇表に掲げる6項目のうち、2項目以上の空調設備におけるエネルギー利用 の効率の算定	1%

見
直
し
案

#### (廃止)

#### (備考)

- ・現行の表は次のとおり 熱源設備のエネルギー消費効率 熱源機器のエネルギー消費効率 熱源機器の負荷率 冷温水又は冷却水を搬送する設備の水搬送効率 空気調和機設備における空気搬送効率 全熱交換器における熱交換効率
- ・次の理由により評価基準を廃止するのはどうか。 「最適運用のための性能の把握」はBEMSをはじめとするエネルギー消費量の表示のシステム(前頁)を通じて評価を実施 「最適運用のための運転調整」は運用の際に関する運転の調整を評価するため、実施体制

「最適運用のための運転調整」は運用段階に関する運転の調整を評価するため、実施体制等に関する事項であり、新築建築物として評価することがなじみにくいのではないか。

• 運転調整 (コミッショニング) は省エネに重要な取り組みであるため、取組に関する周知を図るとともに、運用段階におけるC&T制度等で引き続き取組状況を確認していく。

8

躯体材料におけるリサイクル材の使用 (現行 再生骨材等利用(任意評価)、混合セメント等利用、リサイクル鋼材利用) (住宅)

	醛	評価基準	割合 ※	ベル	採点基準		
現行	1 2	(段階2のいずれも利用していない) (再生骨材) 次のいずれか ( 捨てコンクリート ( 現場打ちコンクリート等 ( その他 ( 混合セメント)   杭等に、いずれかを利用 ( 高炉セメントB種C種等 ( フライアッシュセメント ( 電炉鋼)   鉄筋以外の構造用材として利用	90%				
見	1	段階2を満たさない。	90	2	(持続可能な木材) ・使用していない。		
直し案	2	構造躯体等に次のいずれかの資材等を利用 〇グリーン購入法のうち次の「特定調達品目」 (骨材)・再生骨材し、M又はH・高炉スラグ骨材・フェロニッケル骨材・銅スラグ骨材・電気炉酸化スラグ骨材(セメント)・高炉セメント・フライアッシュセメント・エコセメント(木材)適法伐採木材 ○東京都環境物品等調達方針(公共工事)(当該年度)のうち次の「特別品目」(鋼材)電炉鋼材(木材)多摩産材	10%	3 5	(躯体材料におけるリサイクル材) ・構造耐力上主要な部分にリサイクル資材をひとつも用いている(持続可能な森林から産出るが、使用してが、で持続可能な本材) ・持続可能な本材ののでは、で持続であるが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、		
	(備考) ※明行の再生品は、現合センスルールサイクル領はのうた。いずれかを利用した現合を飛ば						

- ※現行の再生骨材、混合セメント、リサイクル鋼材のうち、いずれかを利用した場合を段階 2、1つも利用していない場合を段階1としたときの割合 (主な記載事項)
- 特別品目/特定調達品目

#### (非住宅)

CASBEE

	都建築物環境計画書			CASBEE		
	段 階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準	
現 行	1	住宅に同じ	64% **			
	2	住宅に同じ	36% <b>*</b>			
見 直	1	住宅に同じ	64%*	2	住宅に同じ	
E し 案	2	住宅に同じ	36%**	3	住宅に同じ	
				4	住宅に同じ	
				5	住宅に同じ	

#### (備考)

- ・住宅に同じ (主な記載事項)
- ・住宅に同じ

躯体材料以外におけるリサイクル材の使用(現行 その他のエコマテリアル利用(任意記載項目))(住宅)

	都建築物環境計画書			CASBEE			
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準		
現行		段階評価を行わない(任意記載)	0				
見	1	段階2を満たさない。		1	リサイクル資材を用いていない		
直				2	なし		
し 案	2	構造躯体等以外の部分に次のいずれかの資材等を1つ利用 のグリーン購入法の「特定調達品目」 ○東京都環境物品等調達方針(公共工事)(当該年度)の「特別品目」		3	リサイクル資材を1品目用いている 〇グリーン購入法の「特定調達品目」 〇エコマーク		
	3	段階2の資材等を2つ以上利用していること。		<ul><li>4</li><li>5</li></ul>	リサイクル資材を2品目用いている リサイクル資材を3品目以上用い		
					ている		

### (備考)

・住宅において躯体材料以外のリサイクル材の使用は、長期にわたり使用されることで環境 に与える影響が大きいため、新規に評価基準を導入する。

### (主な記載事項)

- 特別品目/特定調達品目の別
- ・リサイクル材の種類(自由記載文) 等

## (非住宅)

		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現行		段階評価を行わない(任意記載)	0		
見	1	住宅に同じ		1	住宅に同じ
見直し案				2	住宅に同じ
<b>三</b>	2	住宅に同じ		3	住宅に同じ
	3	住宅に同じ		4	住宅に同じ
				5	住宅に同じ

#### (備考)

・竣工時の環境配慮による影響がライフサイクルに比べて小さいため、非住宅(面積関係なく)に限り「任意評価」(選択制)とする。

### (主な記載事項)

### 断熱材用発泡剤

## (住宅)

		都建築物環境計画書	CASBEE		
	段 階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現		適合なし	52%		
行	2	断熱材の半分以上がODP=OかつGWP=10以下	7%		
	3	断熱材の半分以上がODP=O かつGWP=1以下	40%		
見	1	段階2を満たさない。		1	ODP=0.2以上
直				2	ODP=0.2 未満
し ま				3	ODP=0.01 未満
案				4	ODP=0.01 未満かつ、G
	2	ODP=0 かつGWP=10 以下			WP=50 未満
	3	ODP=OかつGWP=1以下 あるいは発泡剤を用いた断熱材等 を使用していない。		5	ODP=Oかつ、GWP= 1以下あるいは発泡剤を用い た断熱材等を使用していな い。

## (備考)

・複数の発泡剤を使用している場合は、最も性能の低い値を評価する。

## (主な記載事項)

- 発泡剤を用いた断熱材等の使用の有無
- ・オゾン層破壊係数(ODP)
- ・温室効果ガス係数(100年値)(GWP)

## (非住宅)

		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現		適合なし	40%		
行	2	住宅に同じ	11%		
	3	住宅に同じ	50%		
		`			
見	1	住宅に同じ		1	住宅に同じ
直				2	住宅に同じ
				3	住宅に同じ
案				4	住宅に同じ
	2	住宅に同じ			
	3	住宅に同じ		5	住宅に同じ

## (備考)

・住宅に同じ

## (主な記載事項)

### 空気調和設備用冷媒

(住宅)

	都建築物環境計画書		CASBEE		
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現		適用なし			
行	2	空調設備の冷媒の半分以上 について、ODP=0			
見	1	段階2を満たさない。		2	HCFC の冷媒を用いている。
直し	2	ODP=0 かつGWP= 750以下		3	ODP=O の冷媒を使用している。
し 案				4	自然冷媒・新冷凍システム (ODP=O)を使用し、かつ GWP=5O未満の冷媒を使用してい る。

### (備考)

・竣工時の環境配慮による影響がライフサイクルに比べて小さいため、住宅(面積関係なく)に限り「任意評価」(選択制)とする。

## (主な記載事項)

- ・冷媒を用いた空気調和設備の使用の有無
- オゾン層破壊係数(ODP)
- ・温室効果ガス係数(100年値)(GWP)

### (非住宅)

					0.4.0.0.5.5
		都建築物環境計画書			CASBEE
	段 階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現行		適用なし	10%		
13	2	住宅に同じ	90%		
見	1	住宅に同じ		2	住宅に同じ
直し	2	住宅に同じ		3	住宅に同じ
案				4	住宅に同じ

### (備考)

・住宅に同じ

### (主な記載事項)

## 維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保(住宅)

,	仕七				
		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
步行		適合なし	18%	1	構造部材、仕上げ材を痛めな ければ修繕、更新できない。
				2	構造部材を痛めることなく 修繕できるが、更新できない
	2	躯体に影響を及ぼすことなく配管を維持管理することにより、設備の維持管理の容易性を確保	79%	3	構造部材、仕上げ材を痛める ことなく修繕できるが、仕上 げ材、構造部材を痛めないと 更新できない
	3	段階2に適合し、かつ、次の事項のすべてを行う ① 専有部分に立ち入ることなく行える 共用配管の維持管理 ② 専有部分の仕上げ材に影響を及ぼす ことなく行える専用配管の維持管理 ③ 住宅の間取り又は用途の変更に支障 のない壁又は柱の配置、階高及び梁下 の高さの設定	3%	4	構造部材を痛めることなく、 修繕、更新できる
				5	構造部材、仕上げ材を痛める ことなく修繕、更新できる
月世	1	段階2を満たさない。	34 % ※		
し案	2	次のいずれかを満たすこと。 〇単位住戸における給排水の専用配管 が、他の単位住戸等の専用部分にない 〇共用配管が貫通する場合を除き、コン クリート内に埋め込まれていない	52% **		別々の
	3	段階2の全てを満たしていること	14%		

#### (備考)

- 一戸建て住宅にはこの評価基準を適用しない。
- ・専用配管は、住宅品確法における維持管理対策等級3及び2の事項の一部である。
- ・共用配管は、住宅品確法における維持管理対策及び更新対策の等級3及び2の事項の一部である。
- ※現行制度では専用配管が 14%、共用配管が 66%の計画で適合している。段階3は専用配管(14%相当)は全て共用配管の基準を満たしている(66%)と仮定した数値(66-14=52%)である。

#### (主な記載事項)

・単位住戸における給排水の専用配管が、他の単位住戸等の専用部分にない 等

#### (非住宅)

	都建築物環境計画書		CASBEE				
	段 評価基準	件数 割合	レベル	採点基準			
現行			1	<ul><li>・構造部材を痛めなければ空調配管/給排水管/電気配線の更新・修繕ができない</li><li>・主要設備機器の更新に対応したルート等が確保されていない</li></ul>			
			2	<ul><li>・予備スリーブを用いてほぼ全ての配管の更新・修繕に対応(空調配管)</li><li>・構造部材を痛めることなく修繕できるが、更新できない(給排水管)</li></ul>			
	2 次に掲げる事項のすべて ① 空気調和の熱源側設備及 び二次側設備の機械室等 への共用部分からのルート及びスペースの確保 ② 室内、天井内及びシャフト内に設置される設備機 器、配管等の点検口及びスペースの確保		3	<ul> <li>・将来用スペース等によって、構造部材を痛めることなくほぼ全ての空調配管の更新・修繕ができる。</li> <li>・構造部材、仕上げ材を痛めることなく修繕できるが、痛めないと給排水管の更新ができない。</li> <li>・構造部材を痛めることなく電気配線の更新・修繕ができる</li> <li>・主要設備機器の更新に対応したルート等が確保されているが、更新・修繕時に建物機能を維持できない</li> <li>・バックアップ設備のためのスペースが確保されていない</li> </ul>			
	3 段階2に適合し、かつ、次に掲げる事項の全て ①階高及び設計荷重の設定 ② モジュール化 ③ 設備の集約化 ④機器の更新の容易性の確保		4	<ul> <li>・構造部材だけでなく仕上げ材を痛めることなく空調配管の更新・修繕ができる。</li> <li>・構造部材を痛めることなく、給排水管の修繕、更新ができる。</li> <li>・主要設備機器の更新に対応した仮設スペースが確保でき、かつ更新・修繕時に建物機能を維持できる。</li> <li>・バックアップ設備のためのスペースが計画的に確保されている。</li> </ul>			
			5	<ul><li>・設備階等によって、仕上げ材を痛めることなく空調配管の更新・修繕が容易にできる。</li><li>・構造部材、仕上げ材を痛めることなく給排水管/電気配線の修繕、更新ができる。</li><li>・主要設備機器の更新に対応したルート又はマシンハッチが確保され、かつ更新・修繕時に建物機能を維持できる。</li></ul>			

## 1 段階2を満たさない。

2 次のいずれか

〇居室で利用する給排水、空調配管及び電気配線が、 他の居室に入らずに維持管理・更新・改修できる 〇共用部分で利用する給排水、空調配管及び電気配線 が、居室に入らずに維持管理・更新・改修できる

評価基準

別々の

3 段階2の全てを満たしていること

#### (主な記載事項)

・専用部分で利用する給排水、空調及び電気配線が、他の専用部分に入らずに維持管理・更新・改修できるかどうか 等

し案

## 躯体の劣化対策

(住宅)

		都建築物環境計画書		CASBEE		
	段 階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準	
現		適合なし	14%			
行	2	○RC造 部位に係る最小かぶり厚さ及び水セメント比について評価方法基準第53-1(3)ハ①a、b及びcの基準○S造 柱、はり、又は筋かいに使用されている鋼材に係る厚さ及び防錆措置について評価方法基準第53-1(3)□①a及びdの基準				
見 直	1	段階2を満たさない。		3	住宅品確法劣化 対策等級1相当	
し				4	同 等級2相当	
案	2	<ul> <li>○W造 基礎について評価方法基準第53-1(3)イ①eの基準</li> <li>○S造 柱、はり、又は筋かいに使用されている鋼材に係る厚さ及び防錆措置について評価方法基準第53-1(3)□①aの基準</li> <li>○RC造 部位に係る最小かぶり厚さ及び水セメント比について評価方法基準第53-1(3)ハ①a及びbの基準</li> </ul>	86%	5	同 等級3相当	

### (備考)

- ・ 住宅品確法における劣化対策等級3及び2の事項の一部である。
- ・CASBEEの評価ルールのうち一部を利用する(CASBEEでは劣化対策各等級の全ての項目への適合を確認するため。)。

#### (主な記載事項)

• 各構造種別に対応する評価基準への適否

## (非住宅)

()	(affic u)								
		都建築物環境計画書			CASBEE				
	段 階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準				
現		適合なし	86%						
行	2	ORC造 水セメント比、かぶり 厚さ(評価方法基準第5 3-1 (3)ハ① a、b及びcの基準	14%						
見	1	住宅に同じ	86%	3	住宅に同じ				
直し				4	住宅に同じ				
案	2	住宅に同じ	14%	5	住宅に同じ				

#### (備考)

- ・劣化対策においては住宅と非住宅で評価すべき基準に差がないと考えられ、かつ評価ルールが確立されているため、非住宅用途に対しても住宅品確法の基準を引用する。
- ・ 住宅品確法における劣化対策等級3及び2の事項の一部である。
- ・CASBEEの評価ルールのうち一部を利用する(CASBEEでは劣化対策各等級の全ての項目への適合を確認するため。)。

#### (主な記載事項)

### 建設資材の再使用対策等(新規)

(現行 短寿命建築物の建設資材の再使用対策等)

(住宅)

`					
		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現 行		(新規)			
見直し	1	段階2を満たさない。		3	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取り組みを一つも行っていない。
案	2	鉄骨造の建築物においては柱梁接合部を全てボルト接合していること、又は室の仕上げが次のいずれか1つに適合し、当該室の床面積が延べ面積の50%以上の構造躯体等にペンキを塗布する仕上げのLGSに仕上げ材のGL工法の二重床システム又は可動間仕切システム		4	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取り組みを1ポイント実施している。
	3	段階2に掲げる室の仕上げの各項のいずれか2つ以上に適合し、当該室の床面積が延べ面積の50%以上		5	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取り組みを2ポイント以上実施している。

## (備考)

- •「短寿命建築物の建設資材の再使用対策等」を変更し、一般的な建築物に適用する評価基準とする。(新規)
- ライフサイクルの終着点である解体廃棄時におけるリサイクルを促進する対策として、分別容易性などの取組について評価する。

## (主な記載事項)

• 取組対策面積 等

## (非住宅)

		都建築物環境計画書		CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	採点基準
現行		(新規)		
見直し案	1	住宅に同じ	3	住宅に同じ
案	2	住宅に同じ	4	住宅に同じ
	3	住宅に同じ	5	住宅に同じ

#### (備考)

・住宅に同じ

### (主な記載事項)

#### 雜用水利用 (住宅)

		都建築物環境計画書	CASBEE			
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準	
現		適合なし	78%			
行	2	水の有効利用促進要綱及び水の有効 利用施設導入の手引(平成 15 年 15 都 市政広第 122 号)に従った雑用水利用 又は雨水利用を行っていること。	22%	-		
見直	1	段階2を満たさない。	78%	3	<ul><li>・雨水利用の仕組みなし。</li><li>・雑排水等を利用していない。</li></ul>	
し案	2	水の有効利用促進要綱における、次のいずれかの雑用水のうち、1つを利用していること。 〇雨水 〇再生水 〇循環利用水	16% ※	4	<ul><li>・雨水利用をしている。</li><li>・雑排水等を利用している。</li></ul>	
	3	段階2の雑用水のうち、2以上を利用していること。ただし、雨水の浸透及び貯留は除く。	6% ※	5	<ul><li>・雨水利用によって雨水利用率の20%以上を満たす。</li><li>・2種類以上の雑排水等を利用している。</li></ul>	

#### (備考)

- 雨水の浸透及び貯留は除く。
- ・規模に応じて難易度が異なると考えられるため、一定面積以下で「任意評価」(選択制)とする。

## ※22%×73%(雨水のみを利用した割合)=16%

- ・ 雑用水 人の飲用その他これに類する用途以外の雑用系用途に供される水をいう。
- ・再生水 下水処理場で高度処理した下水処理水を雑用水として利用する水をいう。
- •循環利用水 建築物で発生する排水や当該建築物及びその敷地あるいは一定区画で集水した雨水を処理施設で処理して再生した水を雑用水として利用する水をいう。

#### (主な記載事項)

・利用する雑用水の種類

#### (非住宅)

(=	ト江て				
		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現		適合なし	26%		
行	2	住宅に同じ	74%.		
見直	1	住宅に同じ	26%	3	住宅に同じ
こし 案	2	住宅に同じ	60% <b>%</b>	4	住宅に同じ
	3	住宅に同じ	14%	5	住宅に同じ

#### (備考)

- ・住宅に同じ
- ※74%×81%(雨水のみを利用した割合)=60%

#### (主な記載事項)

## 雨水浸透

(住宅)

		都建築物環境計画書		СА	SBEE
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現		適合なし	36%		
行	2	雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、 地表面の緑地化等により、敷地において1時間当た り 10 ミリメートル程度の雨水浸透が見込めるこ と。ただし、浸透効果を期待できない地域等は、適 用しない。	64%		
見	1	段階2を満たさない。	36%	,	
直				都	独自の
を変	2	現行の通り	64%		価基準

## (備考)

・規模に応じて難易度が異なると考えられるため、一定面積以下で「任意評価」(選択制)とする。

## (主な記載事項)

・ 1 時間当たりの雨水浸透量 等

## (非住宅)

		都建築物環境計画書		С	ASBEE	
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準	
現		適合なし	31%			
行	2	住宅に同じ	69%			
見直	1	住宅に同じ	31%	<i>,</i> - 者	、 『独自の ¦	
し 案	2	住宅に同じ	69%	\	平価基準 	

## (備考)

・住宅に同じ

## (主な記載事項)

## 緑の量の確保

(住宅)

		都建築物環境計画書	CASBEE		
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現		適合なし	56%		
行	2	地上部のうち樹木の植栽等のなされた 部分の面積及び建築物上の緑化面積の総 計が、敷地面積の20%以上の面積	31%		
	3	同 30%以上	13%		
見	1	段階2を満たさない。	56%	, <u>-</u>	
直し	2	現行のとおり	31%	!	川々の 価基準
案	3	現行のとおり	13%	`	'

## (備考)

• 東京都自然保護条例に基づく評価ルールとする。

## (主な記載事項)

- 地上部緑化面積
- 建築物上の緑化面積

## (非住宅)

		都建築物環境計画書		СА	SBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現行		適合なし	68%		
	2	住宅に同じ	21%		
	3	住宅に同じ	11%		
見店	1	住宅に同じ	68%	/	
直し案	2	住宅に同じ	21%		別々の 価基準
	3	住宅に同じ	11%	`	'

## (備考)

・住宅に同じ

## (主な記載事項)

## 緑の質の確保及び生態系への配慮

(住宅)

		都建築物環境計画書		CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル 採点基準
現		適合なし	23%	
行	2	(別表)による点数の合計が1以上であること。	18%	
	3	同 点数の合計が2以上であること。	59%	
見	1	段階2を満たさない。	23%	,·································
直し	2	現行のとおり	18%	別々の 評価基準
案	3	現行のとおり	59%	`

## (別表) 建築物上における樹木の量の確保に係る事項

配慮の内容	点数
樹木による緑化面積が30㎡以上	1
樹木による緑化面積が30㎡以上、かつ、建築物上の緑化面積の50%以上	2
(別表) 高木の植栽に係る事項	

配慮の内容				
高木による緑化面積が総緑化面積の30%以上	1			
高木による緑化面積が総緑化面積の 30%以上、かつ、5mを超える高木による植栽があること。	2			

## (別表) 既存の樹木の保全に係る事項

配慮の内容	点数
既存の樹木による緑化面積が50㎡以上、かつ、300㎡未満	1
既存の樹木による緑化面積が300㎡以上	2
既存の樹木による緑化面積が50 m以上、かつ、幹周り1 m以上の大径木の	2
保存があること。	

## (備考)

・東京都自然保護条例に基づく評価ルールとする。

## (主な記載事項)

• 樹木による緑化面積 等

## (非住宅)

		都建築物環境計画書		CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル 採点基準
現		適合なし	37%	
行	2	住宅に同じ	20%	
	3	住宅に同じ	44%	
見	1	住宅に同じ	37%	·
直し	2	住宅に同じ	20%	別々の 評価基準
案	3	住宅に同じ	44%	, 計画基準 ,

## (備考)

・住宅に同じ

## (主な記載事項)

## 動植物の生息・生育環境

(住宅)

		都建築物環境計画書		CASBEE		
	段 階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準	
現行		段階評価を行わない(任意記載)。				
見直	1 2	段階2を満たさない。 次のいずれかに適合		_	次の各項目に適合する場合、評価ポイントとして加算	
し 案		○外来種に関し、適切に対応 ○自生種の保全に配慮した緑 地づくり ○敷地や建物の植栽条件に応 じた適切な緑地づくり ○野生小動物の生息域の確保 に配慮した緑地づくり ○生物とふれあい自然に親し める環境や施設等を確保			<ul><li>○外来種に関し、適切に対応</li><li>○自生種の保全に配慮した緑地づくり</li><li>○敷地や建物の植栽条件に応じた適切な緑地づくり</li><li>○野生小動物の生息域の確保に配慮した緑地づくり</li><li>○生物とふれあい自然に親しめる環境や施設等を確保</li></ul>	

## (備考)

・規模に応じて難易度が異なると考えられるため、一定面積以下で「任意評価」(選択制)とする。

## (主な記載事項)

・ 外来種対応の適否

## (非住宅)

	都建築物環境計画書				CASBEE			
	段 階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準			
現 行		住宅に同じ						
	1	住宅に同じ		_	住宅に同じ			
直し案	2	住宅に同じ						

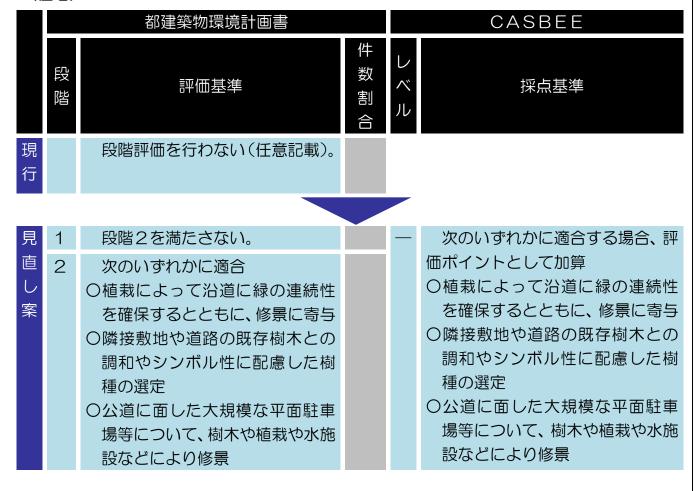
## (備考)

・住宅に同じ

## (主な記載事項)

#### 連続した緑の形成

(住宅)



#### (備考)

• 規模に応じて難易度が異なると考えられるため、一定面積以下で「任意評価」(選択制)と する。

#### (主な記載事項)

・植栽によって沿道に緑の連続性を確保するとともに、修景に寄与 等

### (非住宅)

		都建築物環境計画書			CASBEE
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現行		住宅に同じ			
見直し案	1	住宅に同じ		—	住宅に同じ
	2	住宅に同じ			

#### (備考)

・住宅に同じ

#### (主な記載事項)

樹木・芝・草花等の維持管理への配慮 (住宅)

		都建築物環境計画書			CASBEE
	段 階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現 行		段階評価を行わない(任意記載)。			
見	1	段階2を満たさない。		—	次のいずれかに適合する場合、
直	2	次のいずれかに適合する			評価ポイントとして加算
し		○潅水設備の適正配置			○潅水設備の適正配置
案		○植栽基盤の確保			○植栽基盤の確保
		○草刈り等の年間工程計画			○草刈り等の年間工程計画
		○病虫害対策等の実施方針			○病虫害対策等の実施方針
		○生物モニタリング等の計画と管			○生物モニタリング等の計画と管
		理への反映			理への反映

## (備考)

・規模に応じて難易度が異なると考えられるため、一定面積以下で「任意評価」(選択制)とする。

## (主な記載事項)

• 潅水設備の適正配置

## (非住宅)

		都建築物環境計画書		CASBEE		
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準	
現 行		住宅に同じ				
見	1	住宅に同じ			住宅に同じ	
見直し案	2	住宅に同じ				

## (備考)

・住宅に同じ

## (主な記載事項)

# 建築設備からの人工排熱対策(住宅)

• 適用なし

## (非住宅)

	都建築物環境計画書				CASBEE
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現 行	1	人工排熱の顕熱量及び全 熱量を算出・表示すること。	82%		
	2	1日の人工排熱の顕熱量が1.5メガジュール/㎡以下又は全熱量が3.0メガジュール/㎡以下	18%		
見直	1	段階2を満たさない。	48% <b>%</b>	_	LR1のスコアに基づき、評価ポイントとして加算
し案	2	外皮熱負荷抑制、再エネの 直接利用、設備システムの 高効率化の各評価基準の段 階の合計が6以上	52% **		(3.0~4.0 / 4.0~4.5 / 4.5~)

#### (備考)

- ・エネルギーの効率的な利用の観点から、CASBEE基準の考え方に基づき、建築設備の 大気への排熱量を低減することを評価する。
- ※再エネの直接利用について、現行の方法で段階評価した場合の想定割合

### (主な記載事項)

• 特になし (既出の項目の段階評価をもとに自動計算)。

### 敷地と建築物の被覆対策

(住宅)

		都建築物環境計画書	CA	SBEE	
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現		適合なし	58%		
行	2	(別表)について、各対策評価面積の合計が、敷地面積の20%以上	30%		
	3	同 30%以上であること。	11%		
見	1	段階2を満たさない。	58%	,	
直	2	現行のとおり※	30%		別々の
を楽	3	現行のとおり※	11%	`	評価基準 ;

(別表) 敷地と建築物の被覆の改善に係る事項

事項の種類	事項の内容	対策評価面積
緑化	地上部及び建築物上における樹木、芝、草花等の植栽	地上部及び建築物上における樹木、芝、 草花等の植栽のなされた部分の面積
水面	地上部及び建築物上における 池、噴水その他の常時水面のある 施設等の敷設	左欄の施設等における常時水面のある 部分の面積に補正係数2を乗じた面積
保水性被覆材	地上部及び建築物上における保 水性の高い被覆材(知事が別に定 める方法により保水性が高いと認 められる被覆材をいう。以下同 じ。)の敷設	保水性の高い被覆材の敷設面積に補正 係数 1/2 を乗じた面積
高反射率被覆材等※	建築物の屋上における反射率の高い被覆材の敷設及び壁面における 再帰性フィルムの貼付※	敷設及び貼付面積に補正係数 3/4 を乗じた面積※

## (備考)

- 東京都自然保護条例に基づく算定ルールとする。
- ※高反射率被覆材に再帰性フィルムの貼付を追加する。

## (主な記載事項)

・ 高反射率被覆材の対策評価面積 等

## (非住宅)

		都建築物環境計画書	CASBEE		
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準
現		適合なし	66%		
行	2	住宅に同じ	23%		
	3	住宅に同じ	11%		
見	1	住宅に同じ	66%		
直し案	2	住宅に同じ	23%		   々の
	3	住宅に同じ	11%	:	価基準

## (備考)

・住宅に同じ

## (主な記載事項)

### 風環境への配慮

(住宅)

		都建築物環境計画書	CASBEE		
	段階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準
現		適合なし	62%		
行	2	夏の主風向に直交する最大 敷地幅に対する見付幅の比が 0.4以下又は特定建築物の最大 高さに対する夏の主風向に直 交する最大空地幅の比が 0.3 以上	38%		
見 直	1	段階2を満たさない。		1	卓越風向に対する建築物の見付 け面積比が60%以上80%未満
し案	2	夏の卓越風向に直交する見付け面積の、夏の卓越風向に直交する最大敷地幅に基準高さ※を乗じた値に対する割合が40%以上60%未満		2	卓越風向に対する建築物の見付け面積比が40%以上60%未満
	3	同 40%未満		3	卓越風向に対する建築物の見付 け面積比が 40%未満

### (備考)

- ・規模に応じて難易度が異なると考えられるため、一定面積以下で「任意評価」(選択制)とする。
- ※基準高さ 容積率の限度の値を建蔽率の限度の値で除して得られた値に地上部分の階高の 平均を乗じて得られる値

## (主な記載事項)

・夏の卓越風向 等

#### (非住宅)

(非压力)								
		都建築物環境計画書			CASBEE			
	段 階	評価基準	件数 割合	レベル	採点基準			
現		適合なし	69%					
行	2	住宅に同じ	31%					
見直	1	住宅に同じ		1	住宅に同じ			
し案	2	住宅に同じ		2	住宅に同じ			
	3	住宅に同じ		3	住宅に同じ			

## (備考)

・住宅に同じ

### (主な記載事項)

EV(電気自動車)、PHV(プラグインハイブリッド自動車)用充電設備の設置(新規) (住宅)

		都建築物環境計画書	CASBEE					
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準			
現行		(新規)						
見直し案	1	段階2を満たさない。		,、 : 都独自の評価 :				
	2	EV・PHV用充電設備を設		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		置すること。		\				

## (備考)

- ・都が独自で評価している基準(新規)
- ・駐車場がない場合は適用しない。

## (主な記載事項)

・急速充電設備、普通充電設備、V2H又は充電用コンセントスタンドの台数 等

## (非住宅)

		都建築物環境計画書	CASBEE			
	段階	評価基準	件数割合	レベル	採点基準	
現行		(新規)				
見直し案	1	住宅に同じ		,,		
	2	住宅に同じ		基 基	準(新規)	

## (備考)

・住宅に同じ

### (主な記載事項)